

トピックス

1. ホワイト企業への道 (7)
2. 師走 ～緑と赤の花～



福留経営労務管理事務所
姫路龍馬会
社会保険労務士・行政書士
福留章

龍馬通信

No. 12

2018年12月号

師走 ～緑 (平和) と赤 (情熱) の花 ポインセチア～

十二月の和名は「師走」。師 (お坊さん) も走り回るからというのは俗説で、万葉の時代から「十二月」と書いて「しはす」と読ませています。「し」は仕事、為すこと、年、四季など。「はす」は「果つる」と解釈しているようです。「年満月」ともいいます。年が終わるという感じですが、一年を振り返って満ちたりた気持ちで過ごす解釈するのはどうでしょう。年を重ねるごとに、歳月の去りゆく早さに面くらってしまいます。ばたばたした年の暮れを過ごすのもいいですが、一年を振り返ってみるのも一つの過ごし方かと思えます。

冬の花と言えばポインセチア。濃い緑の葉っぱに真っ赤な大き目の花びら。今はクリスマスにはなくてはならない花になっています。窓辺に置かれた花は、ぱあっと部屋の中を明るく、又暖かくします。

もう一つの冬の花は雪。ひらひらと舞い落ちる雪は星明りの中では特に幻想的です。その美しさは神々しいくらい。緑と赤と白。このコントラストがまさに幸せを感じさせる、天からのプレゼントです。去りゆく日々を惜しみつつ、来るべき新年に願いを込めて、今この時間を過ごしたいと思えます。



随筆 『龍馬と私』～千葉佐那 「坂本龍馬 室」～

剣術修行の為、初めて江戸の地を踏んだのは1853年 (嘉永6年) 龍馬18歳のことであった。京橋桶町北辰一刀流千葉定吉門下となる。千葉定吉の娘で千葉重太郎の妹にあたるのが千葉佐那。龍馬より3歳年下で出会った当時は15歳であった。15歳とは言え師範代として龍馬に稽古をつけたがさすがの龍馬も歯が立たなかった。2年間の空白があって1856年 (安政3年) に江戸へ再遊。千葉道場でさらに修行し1858年 (安政5年) に北辰一刀流長刀兵法目録を授けられて帰郷。龍馬23歳、佐那20歳の時、婚約が成立。坂本家との交流もあった。

しかしこの婚約は結婚に至らず、龍馬が国事に奔走し、やがて暗殺されてしまった。佐那29歳。この時、父定吉が坂本家に贈るため染めた紋付の片袖を後世大事にしていたという。佐那のほのかな、そして次第には激しく燃えた恋心も無残に歴史の闇の中に消えていった。

佐那は生涯、龍馬の「許嫁」として独身を通し、明治15年学習院女子部の舎監として奉職、さらに3年後には東京千住に家伝の「千葉灸治院」を開く。中風によく効くと評判になった。1896年 (明治29年) 58歳没。

一生涯、龍馬への愛を貫き通した見事な一生であった。龍馬は女性に格別の優しさや思いやりがあり、それが佐那の心に響いたのだろうか。龍馬の人間性から発した女性尊重の精神にうたれたからだろう。この後登場する女性たちも多かれ少なかれこういった龍馬に思いを寄せたのである。甲府市朝日5丁目の清運寺に小ぶりの自然石の墓があり、「千葉さな子墓 坂本竜馬 室」と刻まれている。



千葉佐那

1838年～1896年

働き方改革について

◇一定日数以上の年休の確実な取得

年休を取得する権利は付与されていますが、その取得率は低迷を続け、年休を殆ど取得していない労働者については長時間労働の比率が高い実態があります。

改正前の労働基準法では年休の取得パターンは次の2種類でした。

①労働者が取得の時季を指定 ②年休の計画付与の規定に基づき、労使協定により取得の時季を指定
今回の改正では新しいパターンが追加されました。

③使用者が取得の時季を指定

内容は(1)対象者は年休付与日数が10日以上である労働者

(2)使用者は(1)に対して年5日の年休について時季指定をしなければならない

(3)ただし上記①②により、年休の時期が指定された時は、その日数の合計を5日から差し引いた日数を時季指定する

(4)①②で指定された日数が5日以上に達したときは、使用者は時季指定の義務から解放される
尚、年休の取得状況を確実に把握するため、使用者は年休の管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

ホワイト企業への道(7)～ハラスメント対策～

事業主の労働者に対する安全衛生配慮義務は多岐に亘りますが、昨今はハラスメント対策が強く求められています。概念的にはパワーハラスメントの中にセクシャルハラスメントやマタニティーハラスメントなどが含まれます。パワーハラスメントを定義すると、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為ということになります。職場内の優位性とは上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間など様々な優位性を背景に行われるものも最近が多い。パワハラには6つのパターンがあります。



①身体的な攻撃 ②精神的な攻撃 ③人間関係からの切り離し ④過大な要求 ⑤過少な要求 ⑥個の侵害

様々なハラスメントが横行し、人間関係がこわれ、職場環境が悪化する。ハラスメントの存在が大切な人材の喪失、生産性の低下を招き、会社を危うくするといわれています。まずは事業主が先頭に立ってハラスメントのない、明るく楽しい職場作りに取り組む事が必要と思われます。

賞与支払届について

冬季賞与支給の時期となりました。賞与支払届が届きましたら押印の上、お知らせください。賞与支払届は不支給の場合でも提出が必要です。先に押印済の用紙のみお預かりして、後日データをいただくという流れで対応させていただきます。賞与を支給した方の氏名、総額、賞与支給日が必要です。また賞与支給の直近で退職された方につきましては退職日も必要ですので併せてご準備ください。よろしく申し上げます。



冬季休業のお知らせ

**12月29日(土)～1月6日(日)までです。
今年もありがとうございました。
良いお年をお迎えください。**